

オンラインで申請
してください。
※一部対象外

令和8年度 公立幼稚園・公立認定こども園(1号) 利用案内書

※ 本案内書で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用語	意味
認定こども園	認定こども園の幼稚園(教育)部分のことをいいます。
幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園(名護市内では公立幼稚園)のことをいいます。
保育施設等	認可保育園、認定こども園の保育部分、小規模保育事業所をまとめて呼ぶときに使用します。

この案内書は、名護市の公立幼稚園・公立認定こども園の幼稚園(教育)部分の利用手続について案内しています。

名護市内の私立認定こども園・幼稚園又は認可保育施設、認可外保育施設等の利用手続については、別冊の案内書をご確認ください。

も く じ

※入園希望者が10名以下の公立幼稚園は原則、休園します。

第1 オンラインを利用した入園申込について・・・P.2	第4 公立認定こども園について
第2 施設(事業)と認定の種類	1 名護市立認定こども園一覧・・・P.15
1 施設(事業)の種類・・・P.3	2 利用までの流れ・・・P.15
2 認定の種類・・・P.4	3 利用申込・認定申請受付・・・P.16
第3 公立幼稚園について	4 実費徴収費用・・・P.17
1 名護市立幼稚園一覧・・・P.6	第5 利用開始後に必要な手続・・・P.18
2 利用までの流れ・・・P.8	第6 保護者負担額(保育料)等について・・・P.22
3 利用申込・認定申請受付・・・P.9	
4 4月入園希望者の面接日・・・P.10	
5 必要な書類・・・P.11	
6 幼稚園・預かり保育の優先利用・・・P.14	
7 実費徴収費用・・・P.14	

各種制度の説明や申請に必要な書類の様式ダウンロードは、
名護市ホームページを活用してください。
<http://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2018071700369/>

QRコード



●令和8年度の年齢別クラスの区分

クラス(年齢)	児童の生年月日	クラス(年齢)	児童の生年月日
3歳	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生	4歳	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生
5歳	令和2年4月2日生～令和3年4月1日生		

第1 オンラインを利用した入園申込について

名護市では、オンライン申請による入園申込みを実施しています。（※一部手続きのぞく）
手続きの待ち時間がなくなり、開庁時間に関係なく申請者のタイミングで、ご自宅から24時間いつでもお手続きいただけます。ただし、利用希望月に合わせた受付期間があります。

注意

オンライン申請対象の手続きは、原則**オンライン申請のみの対応**となります。ただし、**公立幼稚園・公立認定こども園の1号の入園申請と午後預かり保育利用の両方**を希望される場合は、紙媒体での申請（オンライン申請対象外）となるのでご注意ください。
 オンライン申請ができない場合は、保育・幼稚園課までご相談ください。

○オンライン申請の対象

オンライン申請対象	オンライン申請対象外（紙媒体で提出）
◎公立幼稚園・公立認定こども園入園申請（ 1号のみ ） ◎市内認可保育園、認定こども園及び地域型保育事業所（小規模保育事業所・事業所内保育事業所）入園申請（2号・3号） ◎市内認可保育園、認定こども園及び地域型保育事業所（小規模保育事業所・事業所内保育事業所）異動申込（2号・3号）	・公立幼稚園・公立認定こども園入園申請（1号+午後預かり利用希望） ・私立幼稚園・私立認定こども園（1号）に関する申請 ・認可外保育園等に関する申請 ・広域利用希望申込 ・届出書などに関する申請

○事前にご準備いただくもの

- ・ スマートフォン、タブレット又はパソコン
- ・ 身分証（**マイナンバーカード（推奨）**や運転免許証など）
- ・ 利用申込で必要な書類等（公立幼稚園 P.10～、公立認定こども園 P.16～）

※書類等を撮影し添付する必要があるため**カメラ付きスマートフォン**からの申請をおすすめします※

○申請方法（所要時間約20分程度）

詳しい操作方法や申請ページについては、下記 QR コードを読み込んで確認してください。

◎オンライン申請操作方法	◎オンライン入園申請ページ（びったりサービス）
すべての手続き共通 	※下の QR コードから、申込方法に従って検索してください。 ※令和8年10月27日からマイナンバーカードを使用したログイン（4桁の暗証番号も必要）が必須となります。 申込方法 1 市区町村を「名護市」で検索 2 検索条件の「子育て」を選択 3 「令和〇年 教育・保育給付認定(1号)の利用申込」を選択 

※QR コードが読み込めない場合は「名護市 特定保育施設等の利用申込」と検索してください。

第2 施設（事業）と認定の種類

1 施設（事業）の種類

(1) 利用するために教育・保育給付認定が必要な名護市内の施設

施設の種類		特 徴	教育・保育 給付認定
教育施設	幼稚園	<u>満3歳から小学校就学前まで</u> （施設により異なる）の子どもを対象に、心身の発達を助長するための「教育施設」であり、学校教育法に基づき設置されるものです。（名護市は公立幼稚園のみ）	1号認定 （教育認定）
	認定こども園 （教育利用）	幼稚園と保育園の特徴をあわせもつ施設。 <u>満3歳から就学前まで</u> （施設により異なる）の教育を必要とする方が利用できます。	
保育施設 等 （※）	認可保育園	<u>0歳から小学校就学前まで</u> （施設により異なる）の子どもを、家庭で保育できない保護者の代わりに保育する施設です。	2号認定 3号認定 （保育認定）
	認定こども園 （保育利用）	幼稚園と保育園の特徴をあわせもつ施設。 <u>0歳から小学校就学前まで</u> （施設により異なる）の保育を必要とする方が利用できます。	
	地域型保育事業 所（小規模保育 事業所・事業所 内保育事業所）	<u>0歳から2歳児クラスまで</u> （施設により異なる）の子どもを対象とし、19名以下の少人数で保育をおこなう施設です。	

※ 保育施設等の利用や手続については、別冊の案内書を確認してください。

(2) 施設等利用給付認定を受けていると利用料が無償となる施設（事業）

施設（事業）の種類		特 徴	施設等利用 給付認定
教育施設	旧幼稚園	<u>満3歳から小学校就学前まで</u> （施設により異なる）の子どもを対象に、心身の発達を助長するための「教育施設」であり、学校教育法に基づき設置されるものです。	1号認定 （教育認定）
保育施設	認可外保育施設	<u>0歳から小学校就学前まで</u> （施設により異なる）の子どもを、家庭で保育できない保護者の代わりに保育する施設です。	2号認定 3号認定 （保育認定）
その他 保育事業	預かり保育事業	（旧）幼稚園や認定こども園の在園児を教育時間の終了後にも、希望者を対象に子どもを預かる事業です。	
	一時預かり保育 事業	主に保育園や幼稚園等を利用していない子どもを預かる事業です。現在名護市では緑風こども園のみ実施しております。	
	病児保育事業	病気中や病気の回復期で集団保育などを受けることができない子どもを対象に、病院等で一時的に預かる事業です。	
	ファミリー・サポ ート・センター事業	育児の援助を行う人（まかせて会員）と育児を手助けして欲しい人（おねがい会員）を結び付け、子育ての相互援助活動を応援する事業です。	

※ 各施設（事業所）が所在する市区町村から、基準を満たしているとして無償化対象の施設（事業）であることの『確認』を受けていない施設（事業）は無償化の対象外となります。

2 認定の種類

(1) 教育・保育給付認定

認定の種類	要件		
	年齢	保育の必要性	課税状況
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	必要なし	要件なし
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要あり	要件なし
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要あり	要件なし

※ 「保育の必要性がある」とは、保護者のいずれもが就労しているなど、保育ができない状況にあることをいいます。(次ページ参照)

(2) 施設等利用給付認定(「新認定」とも呼ばれています)

認定の種類	要件		
	年齢	保育の必要性	課税状況
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	必要なし	要件なし
2号認定 (保育認定)	3～5歳児クラス	必要あり	要件なし
3号認定 (保育認定)	0～2歳児クラス	必要あり	非課税世帯

※ 次の施設等を利用している人は、施設等利用給付認定を受けることができません。

- ① 保育施設等(認可保育園、認定こども園の保育部分、小規模保育事業)
- ② 企業主導型保育施設

(3) 保育の必要性(保育を必要とする事由)とは？

「保育の必要性がある」とは、保護者のいずれもが次のいずれかの状況に該当する場合をいいます。

事由	保育の認定基準	認定の有効期間
①就労(※1)	月に64時間以上労働することを常態としていること	当該状態が続く間
②妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産日から起算して5か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで、新生児の兄・姉(申請児童)が、保育が必要であること	産後5か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで
③疾病・障がい	・医師の診断により治療に1か月以上の期間を要し、申請児童の保育が必要であること ・心身障がいのため、申請児童の保育が必要であること	当該状態が続く間
④介護・看護	月に64時間以上、親族を常時介護又は看護していること(長期入院等をしている親族の見舞いは含まれない。)	当該状態が続く間
⑤災害活動	震災、風水害、火災その他の災害を被災し、その復旧に当たっている間、申請児童の保育が必要であること	当該状態が続く間

⑥求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的にやっていること	最大90日間
⑦就学	月に64時間以上、学校等の教育施設に在学、又は職業訓練校等での職業訓練等を受けていること	卒業(修了)予定日が属する月の末日まで
⑧育児休業中の継続通所(※2)	父又は母のどちらかが育児休業中であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子ども(兄又は姉)が、既に施設等を定期利用しており、当該育児休業の間に施設等を引き続き利用することが必要であること。	育休対象児が2歳になる日の前日の属する月末まで
⑨みなし育休中の継続通所(※2)	0歳6カ月から2歳までの児童を家庭保育するため、当該児童以外の小学校就学前子ども(兄又は姉)が、既に施設等を定期利用しており、当該家庭保育をする期間に施設等を引き続き利用することが必要であること。	家庭保育(みなし育休)の対象となっている児童が2歳になる日の前日の属する月末まで
⑩虐待・DV	児童への虐待のおそれ、配偶者からのDV等のおそれがあり、家庭保育が困難と認められる場合	当該状態が続く間
⑪その他	上記に類する状態にあり、申請児童の保育が必要であると認められる場合	当該状態が続く間

※1 収入を伴わない手伝いやボランティア等は、就労実態が確認できる書類等提出がない場合、就労として認められないことがあります。

※2 ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業、一時預かり保育事業では「育児休業中の継続通所」又は「みなし育休中の継続通所」の事由は認められていません。

在園児の継続認定のための制度のため、新規の認定申請の事由には使えません。育休中の方が認定申請をする場合は、認定開始月の翌月までに育児休業から復帰することを前提とした「就労」事由での申請となります。



m e m o

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

第3 公立幼稚園について

1 名護市立幼稚園一覧

1) 施設一覧

No.	幼稚園 名	定員	預かり保育			電話	住所	備考
1	羽地	60人	—			—	字田井等601-2	令和9年3月 閉園予定 5歳クラスのみ
2	稲田	30人	—			—	字我部祖河440— 1	令和8年3月 閉園予定
3	安和	30人	—			—	字安和174	4・5歳クラス混合
4	屋部	90人	○(30人)			52-0930	字屋部47	5歳クラスのみ
5	大宮	120 人	—			52-3356	宮里5-13-7	令和9年3月 閉園予定 5歳クラスのみ
6	名護	90人	○(30人)			52-5087	大西2-2-22	5歳クラスのみ
7	大北	60人	○(60人)			52-6240	大北4-19-32	3・4・5歳クラス
			3歳	4歳	5歳			
			15人	15人	30人			
8	東江	60人	○(30人)			54-1222	東江1-7-21	3歳クラス 4・5歳クラス混合 になる場合あり
			3歳	4歳	5歳			
			15人	15人				
9	瀬喜田	30人	—			—	字幸喜4-1	4・5歳クラス混合
10	久辺	30人	—			—	字豊原 208	令和8年3月 閉園予定

※ 市内に住所のある児童が対象となります。

※ 通園区域の指定はありません。(小学校は住所によって通学する学校が指定されます)

※ 一次選考の時点で入園希望者が10名以下の場合は、集団教育の実施が困難となるため原則、次年度は休園となります。(令和7年度は、羽地幼稚園・稲田幼稚園・安和幼稚園・久辺幼稚園・瀬喜田幼稚園が休園しています。)

※ 名護市立幼稚園の今後の取り組みについて(方針)に則り、稲田幼稚園・久辺幼稚園は令和8年3月、羽地幼稚園・大宮幼稚園は令和9年3月に閉園(予定)となります。詳細は名護市ホームページをご覧ください。



2) 利用時間

教育時間	午前8時から午後2時まで ※給食提供あり(月1回程度、弁当の日があります)	
預かり保育時間	休業日以外の日	午後2時から午後6時まで (400円／1日)
	夏季・冬季・春季休業日	午前8時から午後6時まで (800円／1日)

※ 休業日は、土日・祝日・慰霊の日、夏季休業・冬季休業・春季休業、年末年始、4/1から入園日までの期間
その他園長が指定した日(運動会の振替休日等)があります。

※ 公立幼稚園の預かり保育利用者は、施設等利用給付認定を取得していただきますので、上記利用料は無償となりますが、P17の実費徴収費用は発生します。

※ 夏季休業などの休業日の預かり保育では、給食提供がありませんので、弁当を持参する必要があります。

2 利用までの流れ

① 事前準備

- 申込締切日・面接日までに、申込や面接に必要な書類を確認し、準備してください。

② 申込・面接

【申込について】

- 1号認定のみ希望：原則オンライン申請
- 1号+午後預かり保育を希望：窓口（紙媒体）で申請

【面接について】

- 4月に入園を希望する場合は、10ページ記載の日程で面接を受けてください。ただし、特別な支援を必要とする場合は、面接前に入園を希望する園に電話等で相談をしてください。

※指定された日以外の日で面接を希望する場合、または5月以降の入園を希望する場合は、保護者が各幼稚園と面接日の日程調整をしてください。

③ 入園・認定決定、利用開始

- 申請書類の審査、面接の結果、入園が可能であるときは、入園決定通知、認定決定通知および保育料決定通知（+該当者は預かり保育利用決定通知・副食費免除通知）を郵送します。決定後に利用開始となります。

※ 4月入園希望の場合は、12月末までに入園・預かり保育の決定について通知を行う予定ですが、転入予定の方や、休園の可能性がある幼稚園を希望している方については、転入後又は休園かどうかの決定後に通知を行います。（認定・保育料・副食費免除の通知は年度末を予定しています。）

※定員を超えた申込があった場合は、P14の優先利用の基準により利用者を決定します。

3 利用申込・認定申請受付

① 受付期間

4月入園希望	【一次選考】※紙媒体は土日祝日のぞく 令和7年11月4日(火) から 令和7年11月21日(金) まで 【二次選考】※紙媒体は土日祝日のぞく 令和7年11月25日(火) から 令和8年2月6日(金) まで (定員に空きがある場合は、期間後も随時受付します)
5月以降入園希望	定員に空きがあれば随時受付(入園希望月の1カ月前から受付可能です)

※ 上記受付期間に書類を提出しても不備がある場合は受付できません。余裕を持って申込するようお願いします。

※ 一次選考期間中に今年度の学年で入園決定をした場合は次年度の学年へ自動的に進級しますが、期間後に入園決定した場合の利用は今年度の3月31日までとなり、次年度も継続利用できるかについては一次選考後の空き状況によります。

② 受付時間・場所

受付時間	窓口	8:30 から 17:15 まで (12:00～13:00の間は対応できる職員の人数が少ないため、お待ちいただくことがあります。)
	オンライン	利用希望月の各申込期日、午後11時59分まで
受付場所	〒905-8540 名護市港一丁目1番1号 名護市 保育・幼稚園課 保育係 窓口（本庁舎西側1階） ☎ 0980-53-1212(内線122,129)	
※問い合わせ先 申込等手続きについて…保育係 園見学や面接について…各幼稚園		

4 4月入園希望者の面接日

下記面接日に親子同伴で面接を行います。各園の面接日時に、直接、園へお越しください(予約不要)。

入園希望 幼稚園	面接日時		面接場所	備考
安和	11月11日(火)	午後3:00～4:30	屋部幼稚園	4歳児受入あり
屋部	11月12日(水)			預かり保育あり
大宮	11月21日(金)	午後3:00～4:30	大宮幼稚園	
名護	11月19日(水) 11月20日(木)	午後3:00～4:30	名護幼稚園	預かり保育あり
東江	11月20日(木) 11月21日(金)	午後3:00～4:30	東江幼稚園	3歳児、4歳児受入あり 預かり保育あり
瀬喜田				4歳児受入あり
大北	11月13日(木) 11月14日(金)	午後2:30～4:30	大北幼稚園	3歳児、4歳児受入あり 預かり保育あり
羽地				

※特別な支援を必要とする場合は、面談前までに入園を希望する園に電話等で相談をしてください。

※一次選考の時点で入園希望者が10名以下の場合は、集団教育の実施が困難となるため原則、次年度は休園となります。(令和7年度は、羽地幼稚園・稲田幼稚園・安和幼稚園・久辺幼稚園・瀬喜田幼稚園が休園しています。)

※上記面接日以外に面接を希望する場合は、園に直接連絡をして日程調整を行い、11月28日(金)までに面接を受けてください。

5 必要な書類

※『』で書かれた書類は、必ず名護市指定の様式で提出してください。

※ 証明日(発行日)がある書類の有効期限は、3か月です。(受給者証、障害者手帳など一部書類をのぞく。)

A 面接時に持参する書類 → 幼稚園に提出

- ① 『家庭調査票』(表面)、『幼児生活調査票』(裏面)
- ② 『健康診断書(児童用)』 ※医師が記入する必要があります。



B 教育・保育給付認定1号(預かり保育なし)のため必要な書類

※ 提出方法は「1号認定のみ希望→原則オンライン申請」、「1号+午後預かり希望→保育・幼稚園課窓口(紙媒体)」となります。

※ 『』で書かれた書類は、必ず名護市指定の様式で提出してください。

※ 【】で書かれた書類は、名護市指定の様式がありますが、オンライン申請の場合は提出不要です。

全ての人が必要な書類

①【名護市(教育・保育、施設等利用)給付認定申請書】(申請児童につき1部)		
②【名護市公立幼稚園・公立認定こども園(1号)利用申込書】		
③【マイナンバー届出書】(世帯につき1部)+ 本人確認書類 (※)		
※ 本人確認書類は、次のとおりです。		
本人 確 認 書 類	番号確認のための書類	次のうち1点(申請保護者のもの) 個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号記載の住民票の写し
	身元確認のための書類 (A又はB)	〈A 顔写真付きの証明書〉申請保護者のもの…次のうち1点 個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、障害者手帳等、その他公的機関から発行されたもの 〈B 顔写真なしの証明書〉申請保護者のもの…次のうち2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、生活保護受給者証、医療費助成受給者証、印鑑登録証明書、社員証、学生証、本人名義の預金通帳など
	代理申請(祖父母等が代わりに窓口で申請)の場合に必要な書類	1 『委任状』 2 申請保護者の番号確認のための書類 3 代理申請者の身元確認のための書類

※ 保育施設等や幼稚園の手続のため、保育・幼稚園課に提出済である場合、③は不要です。

※ 郵送等で提出する場合、本人確認書類は、コピーの添付が必要です。窓口で申請する場合は、提示を受けて職員が確認を行います。

※ 本人確認書類は、現在の住民票に記載されている情報と一致するものです。

該当する人が必要な書類

保育施設等や幼稚園の手続のため、3か月以内に該当する書類を提出している場合は、提出不要です。

状況	必要な書類
生活保護を受けている世帯	生活保護受給証明書 (全世帯員記載のもの)
中国残留邦人等の支援給付を受けている世帯	支援給付受給証明書
里親世帯	里親委託証明書 (児童相談所発行のもの)
ひとり親世帯	《児童扶養手当受給中》 ・児童扶養手当受給者証の写し 《児童扶養手当受給していない人》下記のうち1つ ・児童扶養手当認定通知書など受給資格がわかる書類の写し ・母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ・戸籍謄本(離婚日又は未婚であることの確認)
事実婚相手がいる世帯	事実婚相手を保護者として扱うため、各種必要な書類

同居人に障がい児(者)がいる世帯(申請児童を含む。)	次のうち交付されているものの写し 身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給が確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など
申請児童について障がい等の理由により、支援員の配置を希望する場合	①『診断書及び意見書(申請児童用)』 ②次のうち交付されているものの写し(交付されていない場合は不要) 身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給が確認できる書類、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
名護市に転入予定(利用開始前の指定された日までに転入が必要)	申請時の住所地がわかる 住民票謄本(マイナンバーあり) の写し
保護者のいずれかが ・米軍人など日本国内で税申告がなかった場合 ・国外で収入があった場合	《保育施設等を4月～8月に利用するとき》 2024年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2024)など) 《保育施設等を9月～3月に利用するとき》 2025年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2025)など)
申請児童の保護者が市外在住	市外に在住する方の 住民票謄本 の写し
申請児童の兄弟姉妹が右記の施設等を利用している場合	『施設等在籍証明書』 《対象施設》 特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、市外の幼稚園 ※ 利用開始希望月の前までに卒園(利用終了)予定の場合は不要
同一住所・建物内に生計が別である親族等(同居人)がいる場合	生計が別であることがわかるもの (例)光熱費等の領収書、賃貸借契約書、家賃領収書などの写し

コメント 1 20PC-114

現在、全員分のマイナンバーカードの番号確認が必要なため、申請者の負担軽減、提出忘れの防止、提出忘れに伴う市側の事務処理の軽減が目的です。

コメント 2 20PC-114

兄弟姉妹については、生計が一緒かどうかのみ聞き取りで分かればいいので、削除します。

【注意！同居人とは】

子ども・子育て支援新制度では、同一世帯でない(世帯分離している)場合でも、同一住所・同一建物に居住する人を同居人として取り扱うこととされています。

(例)住民票上「〇〇〇」と「〇〇〇2階」で分かれている→同居人として扱います。

同一住所内に建物が2棟あり、それぞれで別世帯が住んでいる→同居人として扱います。

C 施設等利用給付認定2・3号(預かり保育)のための追加資料 → 保育・幼稚園課に提出

① 『名護市公立幼稚園預かり保育申込書』(申請児童につき1部) ※オンライン申請不可

② 保育を必要とする証明書(世帯につき1部・保護者それぞれ必要) ※オンライン申請不可

下記のうち、利用開始月の状況に該当する書類を提出してください。保育施設等や幼稚園の手続のため、3か月以内に該当する書類を提出している場合は、提出不要です。

事由	状況	必要な書類
月64時間以上の就労(内定・復帰予定・各種休業を含む。)	下記自営業等以外の就労	『就労証明書』 ※【就労証明書(簡易版)】記載要領を確認してください。
	自営業等(農林水産	① 『就労証明書』

	業含む。)※株式会社、有限会社等は含まれない。	② その他事業を行っていることが客観的にわかる書類 ・営業収入申告・専従者申告をしているなど、税申告内容で就労の事実が確認できる場合→不要 ・最近新規開業した場合→「開廃業等届出書(控)」の写し、「営業許可証」の写しなど事業開始がわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・新規で農業を始めた場合→「農業従事者資格証明書」など農業従事者であることがわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・個人受託者→「業務請負(受託)契約書」の写しなど請負(受託)内容がわかるもの+直近3か月の収支内訳書(給与・報酬の明細)の写しなど ・上記以外→直近3か月の収支内訳書又は給与・報酬の明細の写しなど
妊娠・出産	妊娠中又は産後5か月以内	親子健康手帳(表紙と分娩予定日又は出生日記載ページ)の写し
疾病・障がい	疾病・負傷等により保育が困難	『診断書(世帯員用)』
	障がいにより保育が困難	①『障がい状況等申告書』 ②障害者手帳等(※)の写し又は『診断書(世帯員用)』
月64時間以上の介護・看護	親族等の介護・看護により保育が困難	①『介護・看護状況申告書』 ②介護・看護を受けている者の『診断書(被介護・看護者用)』、障害者手帳等(※)又は要介護認定証の写し
災害復旧	災害復旧活動により保育が困難	①公的機関が発行するり災・被災証明書等 ②災害復旧に当たる日数・時間等が確認できるもの
求職活動	求職活動・起業準備中	①『就労誓約書』 ②ハローワークで求職活動をしている場合→ハローワークカード、ハローワーク受付票の写し ③起業準備中の場合→起業計画書、起業活動スケジュール、契約書など起業内容がわかるもの
月64時間以上の就学	学校等・職業訓練校に通っている	①『在学証明書』 ②名護市の指定様式以外の在学証明書を提出する場合→授業・訓練等の日数・時間及び卒業(修了)予定年月日が確認できるもの(カリキュラム等)
その他	その他状況により保育が困難(DV・虐待のおそれを含む。)	状況に応じて必要な書類を案内しますので、保育・幼稚園課窓口にご相談ください。

※ 障害者手帳等・・・身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給が確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など

6 幼稚園(1号認定)の優先利用

幼稚園(1号認定)の定員を超えて申込があった場合、下記の表のとおり、1から12に分けて、優先順位の高い世帯から利用を決定します。

順位	項目
1	当該幼稚園を連携施設とする小規模保育園を卒園する児童
2	当該幼稚園が所在する小学校区に住所を有する世帯
3	生活保護世帯または住民税非課税世帯
4	希望児童が障がい等特別な支援が必要な世帯
5	ひとり親世帯(県外単身赴任を含む)
6	家族に障がい者(児)がいる世帯
7	児童養護施設利用又は里親世帯
8	申請する児童が多胎児の場合
9	申請する児童の兄弟姉妹に小学3年生までの多胎児がいる世帯
10	当該幼稚園に兄弟姉妹が在園している児童の世帯
11	当該幼稚園が所在する小学校区域の小学校に兄弟姉妹が通学している児童の世帯
12	その他市長が認める世帯

※同位の場合は市民税所得割額の低い世帯(同額の場合は、収入の低い世帯)を優先します。

預かり保育の優先利用

預かり保育の定員を超えて申込があった場合は、下記の表のとおり、AからEに分けて、優先順位の高い世帯から利用を決定します。(※優先順位 → A > B > C > D > E)

A	当該幼稚園を連携施設とする小規模保育園を卒園する児童
B	生活保護世帯
	希望児童が障がい児等の特別な支援が必要な世帯
	特定教育・保育施設等で保育士等として勤務している世帯
	世帯の状況で優先案内が必要な世帯
C	ひとり親世帯(県外単身赴任を含む)
	里親世帯
	保護者が疾病や障がい等で、日中の保育が完全に不可能な世帯
D	保護者のいずれもが「名護市保育施設等利用調整基準」の基礎指数55点に該当する世帯
E	上記AからC以外の世帯

※同じカテゴリーで競合した場合は、「名護市保育施設等利用調整基準」の基本指数と調整指数の合計が高い世帯から順に、利用できる児童を決定します。

※複数のカテゴリーに該当する場合は、優先順位の高いカテゴリーの世帯として選考します。

7 実費徴収費用

名護市の公立幼稚園では、教材代・絵本代等として、月額1,500円の実費を徴収します。

また、預かり保育利用者からは、別途おやつ代等として、月額1,500円の実費を徴収します。

第4 公立認定こども園について

1 名護市立認定こども園一覧

1) 施設一覧

No.	園名	定員	預かり保育	電話	住所	備考
1	緑風こども園	5人	○	55-8476	字汀間122番地	【定員】 3歳児:1名 4歳児:2名 5歳児:2名

※ 満3歳児から利用することができます。

※ 保育部分(2号)の利用人数によっては、定員を超えて受け入れることができます。

※ 公立認定こども園における預かり保育は、公立幼稚園とは異なり、週3回・月12回程度の利用が上限となっています。定常的に預かり保育の利用を希望する場合は、保育部分(2号)での申し込みとなります。

2) 利用時間

教育時間	8:30 から 13:30 まで (8:00から受入開始)	
預かり保育時間	休業日以外の日	13:30 から 18:30 まで (400円/1日)
	土曜日(祝日等をのぞく)	8:00 から 17:00 まで (800円/1日)
	夏季・冬季・春季休業日	8:00 から 18:30 まで (800円/1日)

※ 休業日は、土日・祝日・慰霊の日、夏季休業・冬季休業・春季休業、年末年始、4/1から入園日までの期間
その他園長が指定した日(運動会の振替休日等)があります。

2 利用までの流れ

①事前準備

- 認定こども園の特色等について、事前に園に問合せや見学することをおすすめします。
- 申込締切日・面接日までに、申込や面接に必要な書類を確認し、準備してください。

②利用申込・認定申請

- 1号認定のみを希望する方の利用申込・認定申請は、**原則オンライン申請のみの受付**となります(オンライン申請ができない場合は保育・幼稚園課にご相談ください)。午後預かり保育を希望する方の利用申込・認定申請は、保育・幼稚園課窓口(紙媒体)で手続きが必要です。
- 締切日前は、窓口が混雑することがあります。また、不備がある場合は受付できませんので、申込受付期間の早いうちに申込することをおすすめします。

③面接

- 書類審査後、入園に問題ない場合は、園と面談を行います。面談時には、かかりつけの医師が作成した健康診断書が必要になります。(健康診断書の様式は名護市所定のものがあります)

④入園・認定決定、利用開始

- 申請書類の審査、面接の結果、入園が可能であるときは入園決定通知、認定決定通知および保育料決定通知(+該当者は副食費免除通知)を郵送します。決定後に利用開始となります。

3 利用申込・認定申請受付

1) 受付期間

4月入園希望	令和7年11月4日(火) から 令和7年11月21日(金)まで ※紙媒体は土日祝日のぞく。 (受け入れに余裕がある場合は、期間後も随時受付します)
5月以降入園希望	入園希望月の前月1日(土日祝日等の場合は、次の平日)まで

※ 上記受付期間に書類を提出しても、不備がある場合は受付できませんので、余裕を持って申込するようお願いいたします。

2) 受付時間・場所

受付時間	窓口	8:30 から 17:15 まで (12:00~13:00の間は対応できる職員の人数が少ないため、お待ちいただくことがあります。)
	オンライン	入園希望月の各申込期日、午後11時59分まで
受付場所	〒905-8540 名護市港一丁目1番1号 名護市 保育・幼稚園課 保育係 窓口 (本庁舎西側1階) ☎ 0980-53-1212(内線122,129)	

3) 必要な書類

A 教育・保育給付認定1号(預かり保育有償利用も含む。)のため必要な書類

※ 提出方法は「1号認定のみ希望→**原則オンライン申請**」、「1号+午後預かり希望→**保育・幼稚園課窓口(紙媒体)**」となります。

※ 『』で書かれた書類は、必ず名護市指定の様式で提出してください。

※ **【】で書かれた書類は、名護市指定の様式がありますが、オンライン申請の場合は提出不要です。**

全ての人が必要な書類 ※詳細は、10ページと同じ

① 【名護市(教育・保育、施設等利用)給付認定申請書】(申請児童につき1部)
② 【名護市公立幼稚園・公立認定こども園(1号)利用申込書】
③ 『名護市認定こども園一時預かり保育事業(幼稚園型)利用申込書』(預かり保育希望者のみ)
③ 【マイナンバー届出書】(世帯につき1部)+本人確認書類

該当する人が必要な書類

11ページと同じ。

B 施設等利用給付認定2・3号(預かり保育無償化の対象)のための追加資料

① 保育を必要とする証明書(世帯につき1部・保護者それぞれ必要) ※詳細は、12～13ページと同じ

※ 公立認定こども園の預かり保育は、保育を必要とする証明書の提出がなくても利用できますが、施設等利用給付2・3号を取得すると、預かり保育料(実費負担額をのぞく)を1日当たり上限450円まで無償で利用することができます。

※ 預かり利用を希望する児童は、保育・幼稚園課窓口に紙媒体での申請となります。(オンライン申請不可)

4 実費徴収費用

名護市の公立認定こども園では、下記のとおり実費を徴収します。

目的	金額
保護者会費	1世帯につき 年額2,000円(子ども1人増につき500円増)
教材費	5歳児のみ 年額約3,000円
食事代等(預かり保育)	休業日以外の日・・・100円/日 夏季・冬季・春季休業日・・・200円/日

メモ欄

第5 利用開始後に必要な手続

就労状況や家庭の状況など、申請したときと状況が変わった場合は、必ず窓口で手続が必要です。

変更があるにもかかわらず手続がない場合は、虚偽の申請となるため、認定取消（＝退園や預かり保育の利用取消）となることがあります。

▼手続が必要な場合の例(世帯や家庭の状況に関すること)

主な変更の内容 (家庭の状況等に関すること)	提出書類
・名護市外に転出する	届出書 (転出後も引続き同じ施設を利用する場合は、転出先の市区町村と協議する必要があるので、事前にご相談ください)
・施設を退園する	在園している施設で退園の手続をしてください
・名護市内で転居した ・世帯構成に変更があった(同居家族の増減、離婚・結婚、単身赴任等) ・電話番号に変更があった	届出書 (世帯員増の場合→19ページ参照)
生活保護を受けることとなった、又は受給の停止・廃止となった	生活保護受給証明書 (全世帯員記載のもの)
ひとり親家庭となった	《離婚、死別、未婚の場合》 ① 戸籍謄本 ※①について、発行元の都合で事実発生月内に提出ができない場合は、先に「届出書」のみ提出してください。 ② 児童扶養手当受給者証 (受給者のみ) ※証書が出来次第、後日提出してください 《別居、別生計で離婚調停又は裁判中の場合》 調停期日通知書など、事実が確認できる書類の写し
・結婚した ・事実婚状態となった	① 戸籍謄本 (事実婚の場合は不要) ② 相手方について必要な書類 (19ページ参照)
児童扶養手当証書を更新した	児童扶養手当受給者証
児童扶養手当の受給者資格を喪失した	児童扶養手当を喪失したことが分かる通知 など
障がい者(児)手帳等を取得・更新又は喪失した	《取得・更新の場合》 障害者手帳等(※)の写し 《喪失の場合》 喪失したことが分かる通知 など
市町村民税の申告又は修正申告をした	申告書の控え 又は 税務課で発行の申告済半券 の写し
保護者のいずれかが市外在住となった	該当する保護者の 住民票謄本 の写し
申請児童の兄弟姉妹が右記の対象施設に通う	施設等在籍証明書

ことになった	《対象施設》 特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、市外の幼稚園
同一住所・建物内に住む親族等と生計を別にした	生計が別であることがわかるもの (例)光熱費等の領収書、賃貸借契約書、家賃領収書などの写し
その他家庭の状況の変更	変更の内容がわかる書類

▼ 手続が必要な場合の例(就労状況など、保育の必要性に関すること。1号のみの場合は不要)

主な変更の内容 (保育の必要性に関すること)	提出書類
・就労状況が変わった(勤務時間、勤務日数、通勤時間、夜勤、単身赴任、勤務地、雇用期間更新など) ・Wワークを始めた、やめた	① 就労証明書 ② その他事業を行っていることが客観的にわかる書類 ・営業収入申告・専従者申告をしているなど、税申告内容で就労の事実が確認できる場合→不要 ・最近新規開業した場合→「開廃業等届出書(控)」の写し、「営業許可証」の写しなど事業開始がわかるもの ・新規で農業を始めた場合→「農業従事者資格証明書」など農業従事者であることがわかるもの ・個人受託者→「業務請負(受託)契約書」の写しなど請負(受託)内容がわかるもの ・上記以外→直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの
病気休業、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得した(から復帰した)、期間延長した	就労証明書 ※ 自営業や勤務先に各種休業制度がなく一時的に離職する場合は、後述の書類を提出してください。
妊娠・出産した(勤務先で産休・育休を取得する場合をのぞく)	親子健康手帳(母子手帳) の写し
・病気、けが又は入院した ・心身障がい等で就労できなくなった (勤務先で病休を取得する場合をのぞく)	《疾病・負傷等》 診断書(世帯員用) 《心身障がい等》 ① 障がい状況等申告書 ② 障害者手帳等の写し又は診断書(世帯員用)
・介護看護することとなった(勤務先で介護・看護休業を取得する場合をのぞく)	① 介護・看護状況申告書 ② 介護・看護を受けている者の診断書(被介護・看護者用)、障害者手帳等(※)又は要介護認定証 の写し
・災害復旧活動することとなった	① 公的機関が発行するり災・被災証明書等

	②災害復旧に当たる日数・時間等が確認できるもの
・求職活動、起業準備をすることとなった	①就労誓約書 ②ハローワークで求職活動をしている場合→ハローワークカード、ハローワーク受付票の写し ③起業準備中の場合→起業計画書、起業活動スケジュール、契約書など起業内容がわかるもの
・学校等や職業訓練校に通うこととなった	①在学証明書 ②名護市の指定様式以外の在学証明書を提出する場合→授業・訓練等の日数・時間及び卒業(修了)予定年月日が確認できるもの(カリキュラム等)
・産後5か月後も弟・妹を家庭保育するため、みなし育休を適用したい	親子健康手帳(母子手帳)の写し
・その他保護者の状況の変更	変更の内容がわかる書類(事前にご相談ください。)

※ 障害者手帳等・・・身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給が確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など



m e m o

世帯増となった者の必要書類

(1) 『マイナンバー届出書』+本人確認書類

結婚・事実婚相手のマイナンバーを届出する必要があります。本人確認書類は、次のとおりです。

番号確認のための書類	次のうち1点(申請保護者のもの) 個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号記載の住民票の写し
身元確認のための書類	〈A 顔写真付きの証明書〉申請保護者のもの…次のうち1点 個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、障害者手帳等、その他公的機関から発行されたもの 又は 〈B 顔写真なしの証明書〉申請保護者のもの…次のうち2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、生活保護受給者証、医療費助成受給者証、印鑑登録証明書、社員証など
代理申請(祖父母等が代わりに窓口で申請)の場合に必要な書類	①『委任状』 ②申請保護者の番号確認のための書類 ③代理申請者の身元確認のための書類

※ 郵送等で提出する場合、本人確認書類は、コピーの添付が必要です。窓口で申請する場合は、提示を受けて職員が確認を行います。

※ 本人確認書類は、現在の住民票に記載されている情報と一致するものです。

(2) 結婚・事実婚相手が該当する場合に必要な書類

状況	必要な書類
障がい者である場合	次のうち交付されているものの写し 身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給が確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など
市外在住である場合	相手方の 住民票謄本 の写し
・米軍人など日本国内で税申告がなかった場合 ・国外で収入があった場合	《施設を4月～8月に利用するとき》 2024年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2024)など) 《施設を9月～3月に利用するとき》 2025年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2025)など)

※ 上記に記載がない書類も必要に応じて求めることがあります。

(3) 同居人が該当する場合に必要な書類

状況	必要な書類
障がい児(者)である場合	次のうち交付されているものの写し 身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給が確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など
同一住所・建物内であるが、生計が別である場合	生計が別であることがわかるもの (例)光熱費等の領収書、賃貸借契約書、家賃領収書などの写し

(4) 保育必要性の確認書類(預かり保育利用者(施設等利用給付認定を受けている場合))

結婚・事実婚相手については、該当する事由に応じた書類の提出が必要です。(12～13ページ参照)

現況届について

上記の変更がない場合でも、認定を受けている方は、毎年度1回、「保育の必要性」や「世帯の状況」を確認するため、「現況届」の提出が必要です。

名護市では、毎年度6～7月頃に現況届の提出をお願いしています。利用している施設を通してお知らせしますので、必ず提出していただきますようお願いいたします。

第6 保護者負担額（保育料）等について

(1) 保育料の無償化・算定方法について

令和元年10月1日から国の幼児教育・保育の無償化が始まり、幼稚園・認定こども園を利用する満3歳以上の子どもについては、保育料が0円となりました。

そのため、名護市の幼稚園・認定こども園を利用する子どもについて保育料の負担は発生しませんが、後述の副食費免除者の決定や名護市幼保助成事業・名護市学校給食事業による給食費の助成金額算出のため、今後も階層認定を行なう必要がありますので、名護市への必要書類の提出や関係機関への届出(市町村民税の申告など)は、必要となります。

保育料の算定方法(階層認定)は、次の要件により決定されます。

1 世帯の市区町村民税課税額	全ての保護者および家計の主宰者となる者の税額を合算
2 子どもの順番(第何子か)	・低所得世帯等の子どもは順番の関係なし ・低所得世帯以外は小学校3年生以下をカウント
3 被保護世帯かどうか	・生活保護、中国残留邦人等の支援給付を受けている世帯 ・里親世帯 など
4 要保護世帯かどうか	ひとり親世帯・障がい者(児)がいる世帯で、市町村民税課税額が77,101円未満の世帯 など

(2) 世帯の市区町村民税課税額

保育料算定(階層認定)のため使用する市町村民税課税額は毎年9月に切り替わります。

令和8年4月～8月の保育料	令和7年度の市町村民税課税額で算定 (令和6年1月～令和6年12月の所得)
令和8年9月～令和9年3月の保育料	令和8年度の市町村民税課税額で算定 (令和7年1月～令和7年12月の所得)

※ 配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などの適用を受ける前の金額で算定します。

③ 家計の主宰者

保育料を算定(階層認定)する際に、保護者の収入金額が、生活基準額未満となる場合は、同居している祖父母等のうち、収入金額が最も多い者を家計の主宰者として考え、当該家計の主宰者の収入を合算して保育料を算定(階層認定)する必要があります。

世帯分離をしている場合でも、同一住所又は同一建物に居住する人は同居人として考えます(10ページ参照)ので、同居人の収入状況等を調査することがあります。

同居する祖父母等が家計の主宰者となった場合でも、直近3か月の保護者の収入が生活基準額を超え、今後もその収入が見込めるときは、保護者のみの収入で保育料を算定(階層認定)しますので、保育・幼稚園課にご連絡をお願いします。(保護者からの申出が必要です。)

④ 税の申告をしていない世帯、又は課税状況が不明な世帯

下記に該当する世帯は、市町村民税課税額がわからないため、保育料の算定(階層認定)をすることができません。必ず申告・必要書類の提出をお願いします。

- ① 税の申告をしていない
- ② 1月1日時点で名護市に住民登録がなく、住民登録があった自治体で税の申告をしていない
- ③ 国外で就労又は軍に所属し、収入がわかる証明書(W-2等)を提出していない

⑤ 子どもの順番の数え方

保育料の算定(階層認定)において、何番目の子どもとするかどうかを決める際に、所得に応じてカウントする年齢に制限があります。

市町村民税課税額	カウントの対象となる子ども
市町村民税課税額が「77,100円未満」(階層区分3-3階層以下)	・子どもの順番関係なし
上記以外の世帯	・生計が同一の小学校3年生以下の小学生 ・対象施設(※)を利用する小学校就学前子ども

※ 対象施設…認定こども園、幼稚園(新制度・未移行いずれも)、特別支援学校幼稚園部、保育所(利用定員が20名以上)、地域型保育事業(特例保育含む)、企業主導型保育施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、児童心理治療施設

⑥ 保育料の滞納世帯について(申込児童の兄姉の保育料など)

名護市幼保助成事業が開始した平成30年8月以前の保育料(公立幼稚園の保育料を含む)について、滞納がある方は必ず納付していただきますようお願いいたします。

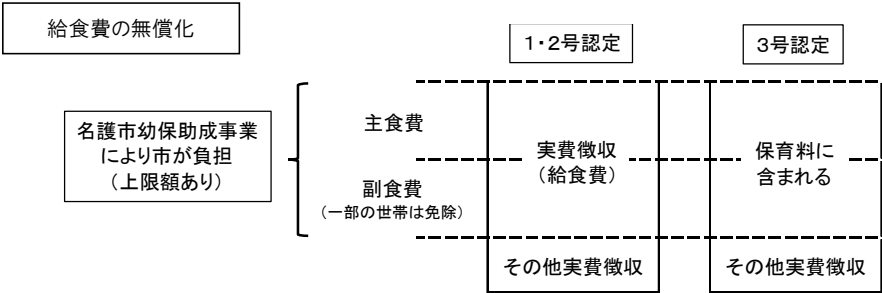
※ 滞納がある世帯の児童については、公立幼稚園の預かり保育を利用することができません。

7 給食費について

給食費は、主食費（米、パン等の主食）と副食費（おかず、おやつ等）の合計額であり、その金額は、各施設が定め、保護者から徴収します。

幼稚園・認定こども園については、市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯の子どもと所得割額に関係なく第3子については、副食費が免除されます。

名護市では、名護市幼保助成事業・名護市学校給食事業により、実際の保護者の給食費負担額を無償としています。助成金の上限額を超える額で給食費を設定している施設については、各施設から超過分の給食費用が徴収されることがあります。（副食費免除者は、副食費全額免除のため、超過分を徴収されることはありません。）



m e m o